政令第

号

危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令

内閣 は、 消防法 (昭和二十三年法律第百八十六号)第十条第三項及び第四項、 第十六条、第十六条の四第

|項並びに第三十六条の四 の規定に基づき、この政令を制定する。

危 険物 の規制に関する政令 (昭和三十四年政令第三百六号) の 一 部を次のように改正する。

第九条第 項第一号ホ中「こえ」を「超え」に改め、 同号へ中「こえる」を 「超える」に改め、 同項第十

れ」を「漏れ」に改め、 同項第十四号中「取扱」を「取扱い」に改め、 同項第十八号中「あたつて」を 当

たつて」に改める。

二号中

カ

.. つ _

及び

「あつては」の下に

総務省令で定める場合を除き」を加え、

同項第十三号中

第十一条第一項第七号中「さびどめ」を「さび止め」に改め、 同項第十号ハ中「ふた」 を「蓋」に改め、

同項第十号の二ル中 「かつ」及び「あつては」の下に 一、 総務省令で定める場合を除き」 を加える。

第十九条第二項第一 号から第二号まで、 第四号及び第五号中「専ら」を削り、 「行う」を「専ら行う」に

改め、 同号の次に次の一号を加える。

五. <u>の</u> 二 危険物を用いた蓄電池を製造し、 又は充電し、若しくは放電する作業を専ら行う一般取扱所その

他これに類する一般取扱所

第二十条第三項を次のように改める。

3

次に掲げる製造所等については、

総務省令で、前二項に掲げる基準の特例を定めることができる。

蓄電池により貯蔵される総務省令で定める危険物のみを貯蔵し、 又は取り扱う屋内貯蔵所

前条第二項第五号の二に掲げる一般取扱所のうち総務省令で定めるもの

三 前条第二項第九号に掲げる一般取扱所のうち総務省令で定めるもの

第二十七条第二項から第五項までの規定中「取扱」を「取扱い」に改め、 同条第六項第一号の二中「規

定」の下に「(同項第一号に掲げる給油取扱所のうち総務省令で定めるものにあつては、前号(イからハま

で及びチを除く。)の規定)」を加える。

第二十九条第一号ただし書を次のように改める。

ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

イ 塊状の硫黄等を運搬するため積載する場合

危険物が漏れ、 あふれ、又は飛散するおそれが少なく、かつ、防火上支障がないものとして、 総務

省令で定める場合

口

危険物を一の製造所等から当該製造所等の存する敷地と同一の敷地内に存する他の製造所等へ運搬

するため積載する場合

第四十条第二項中「四千七百円」を「五千三百円」に改める。

附則

(施行期日)

この政令は、公布の日の翌日から施行する。

1

(罰則に関する経過措置)

2

この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、 なお従前の例による。

理由

術上の基準について特例を定めることができるようにするとともに、危険物の運搬における積載方法の技術 危険物の規制の合理化を図るため、危険物を用いた蓄電池に係る一般取扱所等の位置、 構造及び設備の技

上の基準を改正する等の必要があるからである。

0 危 危 険 険 物物 のの 規規 制 制 に に 関関 ける する 政 政 令 令 . つ (昭 和部 三を十改 兀 正 年す る 政令第三百 政 令 六号) 新 旧 対 照 条文

傍 線 0 部 分は 改 正 部 分

現

行

(製造) 準

改

正

案

第 三節までにおいて同じ。 九 警報設備及び窓来、法第十条第四 避四 避難設備を除る)の技術上の基準は、次のとおおの製造所の位置、構造及び設備(は 次のとおりとすの第一節から第

イ~ニ

ホ 水平距離五メートル以上
使用電圧が三万五千ボルトを超えるは高圧架空電線、水平距離三メートル以・ 上千 ボ ル \vdash 以 下 \mathcal{O} 特 别

特 別 高 圧 架 空 電 線

二 ~ 十 一

十二 屋外に設けた液状の危険物を取り扱う設備には、その直十二 屋外に設けた液状の危険物を取り扱う設備には、その直十二 屋外に設けた液状の危険物を取り扱う設備には、その直十二 屋外に設けた液状の危険物を取り扱う設備には、その直十二 屋外に設けた液状の危険物を取り扱う設備には、その直れようにするため、貯留設備を設けること。この場合において、第四類の危険物(水に溶けないものに限る。)を取り扱う設備にあつては、総務省令で定める場合を除き、当該危険物が直接排水溝に流入しないようにするため、貯留設備に油分離装置を設けなければないの、総務省令で定める場合を除き、当該危険物が直接排水溝に流入しないようにするため、貯留設備に油分離装置を設けなければない。又は危険物の流出防止にこれと同等以上の効果があると認められる総務省令で定める場合を除き、当該危険物が直接排水溝に流入しないようによりによりに表する。 面は、コンクリートその他危険物が浸透しない材料で一められる総務省令で定める措置を講ずるとともに、当下の地盤面の周囲に高さ〇・一五メートル以上の囲い、上、屋外に設けた液状の危険物を取り扱う設備には、二〜十一 (略)

> (製造所 0 基 準

第

三節までに 備、 九 条 警報 法第十条第 設 段備及び避難 おいて同じ。)の技術 兀 難設 |項の製 備 を除 の位 < 上 上の基準は、次の上の以下この章の第一位置、構造及び設備 次のとおりとすりの第一節から第

ホ · = 高 同圧架空電線使用電圧が-ル ٦ 以下 \mathcal{O} 特

別

水平距離工使用電圧 高 圧 架空電

下の地盤面の周囲 面め カゝ ――、『白よ頃斜路のられる総務省令で定める措置を講ずるとともに、又は危険物の流出防止にこれと同舎」 9 屋外に設け た液状の危険物を取

溶け 備 を いないものに限を設けること。 0 限 この場合に る。)を取り扱う設備にあつては お いて、 第四類の危険物(水に適当な傾斜及び貯留設

らない。 いようにするため、 貯留 設備 当該危険物が直接排水溝に流入し に 油分離 装置を設けなけ れ んばなな

あふれ 危険物を取 又は 飛散を防 り扱う機 止 械器具その することが 他 できる構造とすること \mathcal{O} 設備 は、 危 険 物 \mathcal{O} Ł

危険物を取り扱う機

械器具その

他

 \mathcal{O}

設備

は、

危

険

物

 \mathcal{O}

漏

あふれ又は

飛散を防

止

することが

できる構

造

とすること

災害を防止するための附帯設備を設けたときは、この限りで。ただし、当該設備に危険物の漏れ、あふれ又は飛散による

扱いに伴つて温度の変化が起る設備には、 けること。 __危険物を加熱し、 変化が起る設備には、温度測定装置を設若しくは冷却する設備又は危険物の取

十五~十七

ある設備には、当該設備に蓄積される静電気を有効に除去す-八 危険物を取り扱うに当たつて静電気が発生するおそれの-五〜十七 (略) る装置を設けること。

十九~二十二 (略)

2 • 3 (略)

置、構造及び設備の技術上の基準は、次のとおりとする。第十一条 屋外タンク貯蔵所(次項に定めるものを除く。)(屋外タンク貯蔵所の基準) の位

一 <u></u> 六

七 屋外貯蔵タンクの 外 面 品には、 さび止 \Diamond 0) ための塗装をする

略

七の二~九

ニ・ホ (略) イ・ロ (略) 蓋を設けること。

する電動機をいい、当該ポンプ及び電動機のための建築物そ十の二 屋外貯蔵タンクのポンプ設備(ポンプ及びこれに附属ニ・ホ (略) じ。)は、次によること。

ポンプ室以外の場所に設けるポンプ設備には、 その直下

> ない。 災害を防止 ただし、 当該設備に危険物 |するための附帯設備を設けたときは、この限りで当該設備に危険物のもれ、あふれ又は飛散による

十四 危険物を加熱 扱 に伴つて温度の変化が起る設備には、 けること。 į 若しくは冷却する設備又は危険物の 温度測定装置を設備又は危険物の取

十五~十七

る装置を設けること。 ある設備には、当該設備 る設備には、当該設備に蓄積される静電気を有効に除去す危険物を取り扱うにあたつて静電気が発生するおそれの

2・3 (略)

(略)

置、構造及び設備の技術上の基準は、次のとおりとする。第十一条 屋外タンク貯蔵所(次項に定めるものを除く。)(屋外タンク貯蔵所の基準)

一~六(略)

七 屋外貯蔵タンクの 外面 には、 さびどめのための塗装をする

こと。

七の二~九

ハ 注入口には、弁又はふたを設けること。イ・ロ (略)

する電動機をいい、当該ポンプ及び電動機のための建築物そ十の二 屋外貯蔵タンクのポンプ設備(ポンプ及びこれに附属ニュ・ホ (略) じ。)は、次によること。

ルーポンプ室以外の場所に設けるポンプ設備には、イ〜ヌー(略) その 直下

0) 位

直接排水溝に流入しないようにするため、貯留設備に油分度物(水に溶けないものに限る。)を取り扱うポンプ設備で貯留設備を設けること。この場合において、第四類の危地盤面は、コンクリートその他危険物が浸透しない材料で地盤面は、コンクリートその他危険物が浸透しない材料で認められる総務省令で定める措置を講ずるとともに、当該 認められる総務省令で定める≒、又は危険物の流出防止にこれの地盤面の周囲に高さ○・一 装置を設けなけ lを設けなければならない。 ;水溝に流入しないようにするため これと同等以上一五メートルと 上以 の効 \mathcal{O} あを る設け

2 5 7

一用する。 般 取 扱 所 \mathcal{O} 位 構 造 及 び

2 4、総务省令で、前項に掲げる基準2、次に掲げる一般取扱所のうち総務、設備の技術上の基準について準用する計入条 第九条第一項の規定は、一般(一般取扱所の基準) |基準の特例を定めるも総務省令で定めるも めることが のにつ でき

吹付塗装作業を専ら行う一 般 取 扱 所 そ \mathcal{O} 他 これ に 類 する

二 焼入れ作業を専ら行う一覧一の二 洗浄の作業を専ら行る 作業を専ら行う一 般 取 扱 所 そ \mathcal{O} 他 れ に 類 す

扱所 般 取 扱 所 そ \mathcal{O} 他こ れ に 類 する 般

7一般取扱所その4年両に固定された 他これに類する一般たタンクに危険物を 等ら行う一般 狂入する作業 業 を 専 ら行

に危険物を詰め替える作業を専 取 扱

> $\mathcal{C}_{\mathcal{C}}$ 地 認 覆 0 5貯留設備を設は復い、かつ_____ 盤 8 められる総務省令で定める措置を講ずるとともに、又は危険物の流出防止にこれと同等以上の効果がな 地 面は、 面 \mathcal{O} 周 に流入しないようにするため、貯留設備に油分けないものに限る。)を取り扱うポンプ設備で設けること。この場合において、第四類の危い。 この場合において、第四類の危いがある。 ンクリー 囲 に 高 さ · 五五 れと同等以上の効果があ五メートル以上の囲いを 当

険 物 直に 接 あ 排水溝のつては (水に溶け に流

装置を設け なけ ければならない。

十 一 ヲ 5

(略) (略)

第一、一

2 できて

二 専ら焼入な一の二 専ら数般取扱所 洗 浄の作業を行う一 般 取 扱 所その 他 れ に . 類 す

取扱所 れ 作業を行う一 般 取 扱 所そ \mathcal{O} 他こ れ に 類する

| う一般取扱所その他こと | 専ら車両に固定さえと | (略) 兀 五. これに類する一般 詰め替える作業を行う一れに類する一般取扱所にタンクに危険物を注入 入する作業を 取 扱

容器に危険物を詰

般

び

3 、第二十四条及び第二十五条に定めるもののほか、この条の定第二十七条 法第十条第三項の危険物の取扱いの技術上の基準は 3 2 2 第二十条 3 • 4 する。 する。 六~九 めるところによる。 基準の特例を定めることができる。 五の二 〈 匹 (取扱いの基準) (消火設備の基準) 危険物の 危険物の取扱いのうち 般取扱所 は放電する作業を専ら行う一般取扱所その他これに類する一 めるもの で定めるもの 次に掲げる製造所等については、 (略) 前条第二 前条第二項第五号の二に掲げる一 蓄電池により (略) 消火設備の技術上の基準は、 危険物を用いた蓄電池を製造し 又は取り (略) (略) (略) 取扱いのうち詰替の技術上 項第九号に掲げる 扱う屋内貯 貯蔵される総務省令で定める危険物の 製造の技術上 蔵所 般 総務省令で 取扱所 一の基準 一の基準 次のとおりとする。 般 取 又は充電し、 のうち 扱 は、 は、 所 のうち 前 次のとおりと 総務省令で定 次 いのとおり 一項に掲げる 総務省令 若しく みを貯 りと 、第二十四条及び第二十五条に定めるもののほか、この条の定第二十七条 法第十条第三項の危険物の取扱いの技術上の基準は 2 3 2 第二十条 3 • 4 する。 する。 六~九 一 〈 匹 めるところによる。 \<u>\{</u> (新設) 危険物 危険物の取扱 (取扱いの基準 .掲げる基準の特例を定めることができる。 (消火設備の基準) 、又は取り扱う屋内貯蔵所については、総務省令で、前二項蓄電池により貯蔵される総務省令で定める危険物のみを貯蔵 (略) 又は取り扱う屋内貯蔵所については、 消火設備の技術上の基準は、 0 (略) (略) (略) (略) 取 扱 のうち詰替の技術上の基準は、 のうち製造の技術上 一の基準 次のとおりとする。 は、 次のとおりと 次のとおりと

4 する。 危険物 0 取 扱い のうち 消 費 0 技 術 上 0 基 準 は、 次 のと おりと

<u>〈</u> 匹

<u>\{</u>

5 する。 危険物の 取扱い のうち 廃 棄の技術上 一の基準 は 次 のと お りと

(略)

6 技術上の基準は、 第二項から前項までに定めるもの 次のとおりとする。 0 ほ か、 危険物の取扱 1 0)

こと。 扱所における取扱いの基準は、前号(イ、ハ及びチを除く。の二 第十七条第三項第一号から第三号までに掲げる給油取 定めるものにあつては、 の規定) の規定(同項第一号に掲げる給油取扱所 の例によるほか、 前 号 総務省令で定めるところによる (イからハまで及びチを除く。 のうち総務省令で

の三〜五 略)

7 (略)

(積載方法)

第二十九条 法第十六条の規定による積載方法 次のとおりとする。 0 技術 上 一の基準 は

場合は、 、収納して積載すること。 ·収納して積載すること。ただし、次のいずれかに該当する危険物は、前条の運搬容器に総務省令で定めるところによ この限りでない。

ロイ 硫 黄 等 運 搬 す Ź た 8 積 載 す ,る場合

合か 険 防 物 火上支障がな が 漏 れ あ Š いも れ 0 又 は飛 とし 散 7 するおそれが少なく、 総務省令で定める場

る。

4

危険

物

0

取

扱

0

うち消

費の技術

上

一の基準

は

次

0)

とおりと

略

5

する。 危険物の 取 扱 0 うち廃棄の技術上 の基準は、 次 0 とおり غ

<u>ر</u> <u>=</u>

6

技術上の基準は、 第二項から前項までに定めるもののほ 次のとおりとする。 か、 危険物の取扱 いく

0

(略)

扱所における取扱い 第十 る取扱いの基準は、前号(イ、ハ及びチを除く。-七条第三項第一号から第三号までに掲げる給油取

 \mathcal{O}

例によるほ

か、

総務省令で定めるところによる

の規定

の三〜五 略

こと。

7 (略)

積載方法

第二十九条 法第十六条の規定による積載方法 次のとおりとする。 の技術上 \mathcal{O} 基準 は

ため積載する場合又は危険物を一 収納して積載すること。 るため 危険物は、前条の運搬容器に総務省令で定めるところによ 存する敷地と同 積載する場合は の敷地内に存する他の製造所等 ただし、 この限りでない の製造所等から当該製造所 塊状の硫黄等を運搬する 運搬

二~七 (略)

> 二~七 (略)

(手数料)

、四千七百円とする。
2 法第十六条の四第二項の規定により納付すべき手数料の額は 第四十条 (略)

2

五千三百円とする。 法第十六条の四第二項の規定により納付すべき手数料の額は1十条 (略)

第四十条

(手数料)